

平成31年2月19日

## 公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙・補欠の代議員選挙の告示について

公益社団法人 広島県薬剤師会  
会長 豊見雅文

公益社団法人広島県薬剤師会定款第12条第7項及び公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則第20条に基づき、安芸薬剤師会選挙区の代議員選挙・補欠の代議員選挙を下記のとおり執り行う。

### 記

1. 選挙期日 : 平成31年3月27日(水)
2. 代議員・補欠の代議員選出数 : 安芸薬剤師会選挙区  
代議員1名  
補欠の代議員1名
3. 代議員・補欠の代議員の任期 : 平成32年6月の定時総会後に実施する予定の代議員選挙終了の時まで
4. 選挙人 : 選挙告示日の前日までに代議員・補欠の代議員の選挙区(安芸薬剤師会)の正会員
5. 被選挙人 : 立候補締切日において代議員・補欠の代議員の選挙区(安芸薬剤師会)の正会員
6. 立候補の届出 :
  - ①立候補者は、所定の立候補届、経歴書を所属する選挙区(安芸薬剤師会)の職域薬剤師会に提出する。
  - ②立候補届出書類は広島県薬剤師会ホームページの代議員・補欠の代議員選挙サイト(<http://www.hiroyaku.or.jp/index.html>)からダウンロードするか、広島県薬剤師会又は選挙区(安芸薬剤師会)の職域薬剤師会に請求して作成することとする。
  - ③ 代議員と補欠の代議員の両方に立候補することはできません。
7. 届出期間 :
  - ①立候補者から選挙区(安芸薬剤師会)の職域薬剤師会への届出期間  
告示日～平成31年3月6日(水)
  - ②選挙区(安芸薬剤師会)の職域薬剤師会から広島県薬剤師会選挙管理委員会(以下、「選挙管理委員会」という。)への届出  
平成31年3月11日(月)迄(締切日必着)

8. 選挙の方法 :

- ①郵便投票（選挙管理委員会から代議員・補欠の代議員の選挙区(安芸薬剤師会)の選挙人のみに、直接送付した投票用紙による。）
- ②投票締切日  
平成31年3月27日(水)（選挙期日必着）
- ③投票は、投票用紙に同封した返信用封筒により、選挙管理委員会へ返送する。

9. 開票 :

平成31年3月27日(水)（選挙期日必着）  
選挙管理委員会の指揮監督の下、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。

10. 当選者の決定及び告示 :

開票結果に基づき当選者を決定し、代議員・補欠の代議員の選挙区(安芸薬剤師会)の職域薬剤師会長及び候補者本人に書面により通知する。同時に、広島県薬剤師会ホームページ及び広島県薬剤師会誌5月号に掲載し、報告する。

(参考)

[公益社団法人広島県薬剤師会定款](#)

[\[PDF ファイル:14 ページ\]](#)

[公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則](#)

[\[PDF ファイル:5 ページ\]](#)

[立候補届](#)

[\[WORD ファイル:1 ページ\]](#)

[経歴書](#)

[\[WORD ファイル:1 ページ\]](#)

[立候補辞退届](#)

[\[WORD ファイル:1 ページ\]](#)

[補欠の代議員 立候補届](#)

[\[WORD ファイル:1 ページ\]](#)

[経歴書（補欠の代議員立候補）](#)

[\[WORD ファイル:1 ページ\]](#)

[補欠の代議員 立候補辞退届](#)

[\[WORD ファイル:1 ページ\]](#)